

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	民事局		
施策等の名称	登記事務のコンピュータ化		
目 標	基本目標	指 標	実施状況（不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合，商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数の割合）
	登記情報の電子化を推進する		
	達成目標		
基本的考え方	<p>I T（情報技術）施策の急速な進展を背景として，国民のニーズの変化・多様化が進む状況下において，国民生活及び経済活動の基本インフラである登記事務はその信頼性を保持し，社会の変化に的確に対応していく必要がある。従来の紙の登記簿等による事務処理においては，その登記簿等を職員が探す作業から入るため，必然的に登記簿謄本等の申請から交付までに長時間を要せざるを得なかった。また，紙の登記簿の原本を閲覧できたため，登記簿の抜き取り改ざん等の不正事案も後を絶たなかった。これらの問題を解決するため，登記事務のコンピュータ化を実施することとした。これにより，窓口での待ち時間は大幅に短縮され，登記情報の適正な管理も可能となり，また，登記情報提供制度，登記情報交換制度もコンピュータ化に伴い実現できるため，国民は窓口に出向くことなく，登記情報にアクセスでき，自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになった。</p> <p>このため，不動産登記については，約2億7,000万筆個の物件についての登記情報を順次電子化することとし，平成16年度末までに需要の多い都市部等を中心に全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了することとした。また，商業登記については，約350万社の会社・法人の登記情報について，順次電子化を図ることとし，平成15年度末までに全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了することとした。その後も可及的速やかに登記事務のコンピュータ化を完了させるべく，鋭意努力することとしている。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <p>-----</p> <p>2. 測定方法等 平成14年度における移行完了率</p>		
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況) 平成15年3月31日現在</p> <p>不動産移行完了率 63・2%</p>		

	<p>約2億7,000万筆個のうち、平成14年度において約6%をコンピュータ化</p> <p>商業・法人移行完了率 61.5% 約350万法人のうち平成14年度において約17%をコンピュータ化</p> <hr/> <p><b>2. 評価結果</b> 平成14年度における電子化の実績を維持すれば、不動産については平成16年度末、商業については平成15年度末までに、需要の多い都市部を中心として、全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する見込みである。それらから見て、実施状況に示している平成15年3月末時点の移行完了率は目標を達成している。</p>
見直しの有無	特になし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	民事局		
施策等の名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入		
目 標	基本目標	指 標	制度を利用可能な法人の割合
	<p>電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を以下の目標により進める。</p> <p>(制度を利用可能な法人の割合) 平成13年度末：約50%以上 平成14年度末：約85%以上 平成15年度末：約95%以上 平成16年度早期：100%</p>		
	達成目標		

<p><b>基本的考え方</b></p>	<p>本制度は、商業登記情報（商号、本店及び代表者の資格・氏名等）に基づいて、法人を電子的に認証し、電子証明書の発行等を行う制度である。</p> <p>従来、国民等が法人を相手方として取引等を行う場合においては、その相手方の「本人性」、「法人の存在」及び「代表権限の存在」を確認するための方法として、登記所が発行する印鑑証明書・資格証明書が広く利用されてきたところであるが、電子的な取引社会においては、これらの紙の証明書に代わるものとして電子的な証明書が求められる。また、法人が行政機関に対して、オンラインにより申請・届出等を行う場合においても、自らを電子的に証明する手段として電子証明書が求められることとなる。</p> <p>そこで、法務省においては、電子商取引や電子申請・届出等の基盤整備を早期に実現することを目的として、平成12年10月から本制度の運用を開始し、登記所において、法人に係る電子証明書を取得できるようにしたところであるが、これは、今後のIT社会の基盤をなすものであるとともに、高度情報化社会にふさわしい形で商業登記情報を活用する方法としても、重要な意義を持つものとなっている。</p> <p>このように、本制度は、法人を認証する基盤として不可欠のものであり、早期に全国的なサービス提供を可能とすることが求められていることから、本制度の全国の登記所への導入に当たっては、登記所の統廃合等を考慮した予算の効率的な執行等に配慮しつつ、平成15年度までに実質的にすべての行政手続をインターネット等で行えるようにすることを目標とする電子政府実現のスケジュールを踏まえて、平成15年度内にはほぼすべての登記所に導入を終えるようにする必要がある。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>本制度を利用可能な法人の割合を指標として評価することとし、各年度において、以下の数値を達成しているかどうかを測定する。</p> <p>なお、目標数値は、電子政府の実現目標となる平成15年度までに導入を終えることを原則としつつ、予算の効率的な執行に配慮して、保有法人数の多い登記所から優先的に制度を導入することとした場合に得られる数値を基礎としている。</p> <p>平成13年度末：約50%以上  平成14年度末：約85%以上  平成15年度末：約95%以上  平成16年度早期：100%</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>平成14年度においては、予算の効率的な執行に配慮しつつ、保有法人数の多い登記所から優先的に制度を導入するよう配慮し、新たに253登記所にて運用を開始した。</p> <p>その結果、新たに全国の法人のおよそ3分の1に当たる120万弱の法人について、本制度の利用が可能となった。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p>

	<p>平成14年度末現在において、本制度を利用可能な法人の割合は、約87%となっており、基本目標を達成している。</p> <p>なお、平成15年度以降においても引き続き電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、計画的な導入を図ることとしている。</p>
見直しの有無	なし。
備考	<p>平成14年度においては、本制度の利用環境を拡大するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料の見直しを検討（平成15年4月1日に引下げを実施）</li> <li>・電子政府における各府省の法人申請・届出システムへの対応を拡大</li> <li>・各種広報活動を実施</li> </ul>

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部		
施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方についての検討		
目 標	基本目標	指 標	外国法事務弁護士の増加
	渉外的法律事務を安定させる。		
	達成目標		
	渉外的法律事務サービスの供給を安定させる。		
基本的考え方	<p>1 「課題・ニーズ」</p> <p>外国法事務弁護士の現登録者数の不足は、①国内の渉外法律事務所及び一部の外国法事務弁護士事務所が市場をほぼ独占する寡占状態を招き、②外国法事務弁護士間のビジネス上の競争環境がないことから法律サービスの質が向上しない等、依頼者である国民にとって不利益な状況が生じる蓋然性が高い。</p> <p>そこで、司法法制全般を所掌し、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（外弁法）を所管する司法法制部としては、同法の目的の一つである渉外的法律事務サービスの供給の安定を図るため、具体的には、①国民等による外国法に係る法律事務を依頼する際の選択肢の増加、②国民等が享受する外国法律事務サービスの質の向上に 대응するために、外国法事務弁護士の登録者数を増加させることが課題となっている。</p> <p>2 「目的・意図」</p> <p>我が国における渉外的法律事務を安定させるとともに、外国における日本法に関する法律事務を充実させるため、昭和61年5月、外弁法を制定し、外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たな資格試</p>		

験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとした。

外国法事務弁護士制度は、外国弁護士を受け入れることによって、我が国における外国法に関する法律サービスの質及び量を向上させ、我が国に居住する者及び我が国で活動する企業の渉外的法律関係において紛争を未然に防止し、あるいは紛争を早期・適切に解決し、その法律関係を安定させることを目的の一つとするものである。

### 3 「施策の具体的内容」

外国法事務弁護士となるためには、法務大臣による承認と日本弁護士連合会の名簿への登録が必要とされる。

そこで、外国法事務弁護士となる資格の承認審査に関する事務を遂行する際には、事前相談及び予備審査制度を積極的に活用し、申請者の負担軽減、承認申請手続の円滑化、承認までの期間の短縮化を図ることにより、ひいては外国法事務弁護士の登録者数を年々着実に増加させるべく努めている。

なお、施策の実施に当たっては、現登録者数が増加することを中間目標に、現登録者数の前年度からの増加率を中間成果指標として、その結果を踏まえ外弁政策を適宜見直し、最終成果である「渉外的法律事務サービスの供給の安定」を目指す。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

景気動向、為替動向、市場企業活動のグローバル化といった要因は、民間企業等の海外設備投資の増減、生産業を中心とした輸出関連収益の増減など企業活動に大きな影響を与え、これに伴って渉外的法律事務サービスの需要も変動するものと考えられる。

測定方法等

1. 測定時期：平成15年3月31日

#### 2. 測定方法等

外国法事務弁護士の登録者数等については、定数の確保又は需要調整等を求めるものではないので、達成目標を設定し、達成度を数値化することにはなじまないが、外国法事務弁護士の現登録者数が着実に増加している事実は、我が国における渉外的法律事務が安定してきていることの証左となり得ることから、現登録者数が増加することを中間目標に、現登録者数の前年度からの増加率を中間成果指標として、渉外的法律事務サービスの供給の安定度を計る指標の一つとしたものである。

評価の内容

#### 1. 平成14年に講じた施策(実施状況)

##### (1) 承認事務等

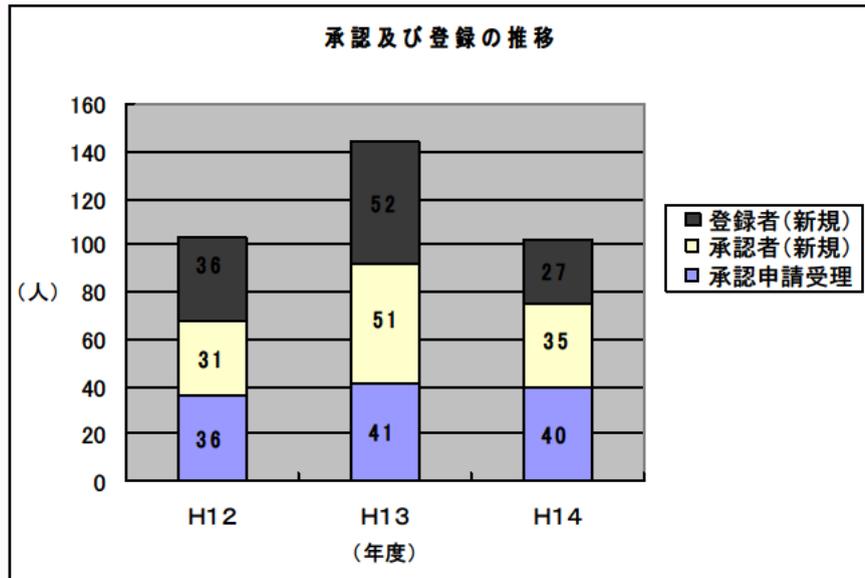
- ① 承認申請受理 40人 (前年度比 2.5%減)
- ② 承認(新規) 35人 (同 31.4%減)
- ③ 登録(新規) 27人 (同 48.1%減)
- ④ 現登録者数 189人 (同 1.6%増)
- ⑤ 総承認者数 416人 (前年度から39人増)
- ⑥ 総登録者数 397人 (同27人増)

※ 別添「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1及び2のとおり

「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
承認申請受理	36	41	40
承認者(新規)	31	51	35
登録者(新規)	36	52	27

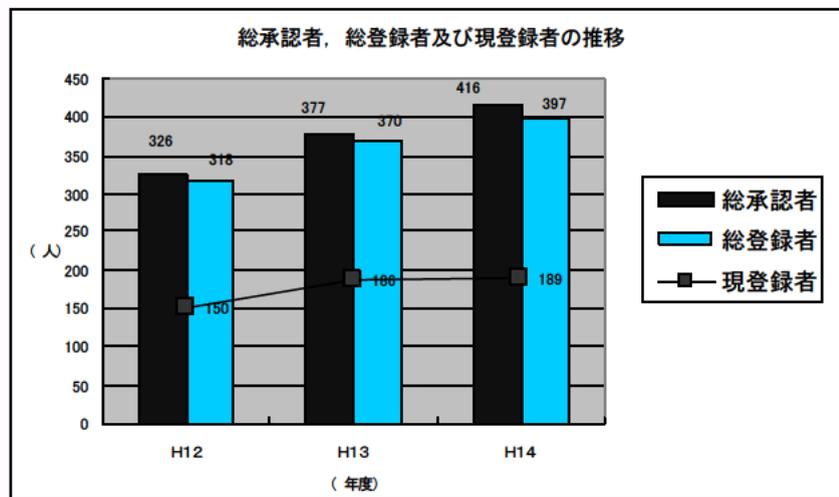
(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」 2

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
総承認者	326	377	416
総登録者	318	370	397
現登録者	150	186	189

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。



(2) 承認審査事務処理の迅速化

承認審査事務の処理については、行政手続法に基づき、処理期間を2か月以内とする基準を遵守し、迅速に処理されている。

申請者の負担軽減を図り、今後一層の迅速化を図るため、承認手続に關与する日本弁護士連合会との方策について協議し、検討していく必要がある。

(3) 関連法令の改正作業

また、平成13年3月及び同14年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」において、外弁と弁護士との提携の在り方について所要の

措置を検討するよう指摘を受けており、当部としては、日本弁護士連合会及び外弁協会等との意見交換を継続的に行う等、改正法の運用状況及び内外の諸情勢の実情把握に努めている。

さらに、外弁問題については、平成13年6月に内閣に提出された司法制度改革審議会意見書において、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」とされ、これを受けて、内閣に設けられた司法制度改革推進本部は、平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づき、弁護士と外弁との提携・協働を積極的に推進する見地から、①外弁による弁護士の雇用禁止の撤廃、②外弁と弁護士との共同事業等に関する規制の撤廃等を内容とする法案を平成15年の通常国会に提出したところである。外弁法を所管する当部としても、司法制度改革推進本部の改正外弁法の立案作業に協力してきた。

## 2. 評価結果

平成14年度の外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）の現登録者数は、前年度の186人から1.6%増加して189人となった。前年度の24%増と比較すると微増ではあるが、外部要因や前年度の飛躍的な伸びの影響を受けてもなお増加が続いたことは渉外的法律事務サービスの供給が安定した状態を維持したものと評価され得る。

新規承認件数等が前年度と比較して減少した要因としては、①引き続き日本経済の低迷による企業経営の悪化、国内企業活動の不活性化による法律サービス需要の減少及び②海外大手ロー・ファーム等が、外弁と日本弁護士の提携・協働に関する規制緩和を内容とする制度改革を巡る国内の議論の動向を見極め、新たな参入を手控えるなどした結果、平成10年の法改正による効果が一段落したと解されること等が考えられる。

このように外弁の現登録者数は微増ではあるものの、同年度中に新たに大韓民国を原資格国とする外弁の登録があり、更に依頼者の選択肢が増え、国内外の多様なニーズに応えられる可能性も高まる結果となった。

今後も、社会、経済活動の国際化に伴い、渉外的法律サービス需要を十分に満たすことのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれることから、外弁制度の整備、拡充を図っていく必要がある。

見直しの有無	当面は見直しなし。
備考	平成15年3月に外弁法を改正する法案が国会に提出された。 改正外弁法の施行後は、外弁登録者数の増加が見込まれる（外弁と弁護士との提携・雇用関係の自由化部分については、改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定）。

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房司法法制部
--------	-----------

施策等の名称	債権管理回収業の監督		
目 標	<b>基本目標</b> 債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正の確保による国民経済の健全な発展	指 標	実施状況 ① 苦情申立ての状況（苦情率） ② 回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握 ③ 債権回収会社に対する行政処分の件数 ④ 債権管理回収業の営業許可審査件数 ⑤ 債権回収会社に対する立入検査の実施状況
基本的考え方	<b>達成目標</b> 債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保する。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	1 課題・ニーズ 金融機関等による資金供給の円滑化を図るため、金融機関等が抱える膨大な不良債権を効率的に処理することが喫緊の課題である。 2 目的・意図 (1) これまで弁護士にしか許されていなかった債権回収業を、法務大臣による許可制を採ることにより民間業者に解禁し、債権回収の分野に民間活力を導入することで不良債権等の処理を促進する。 (2) 債権回収の分野には暴力団員、事件屋等の反社会的勢力が深く関与していた実態にかんがみ、許可に当たり、暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除する。 (3) 許可業者（債権回収会社）の違法・不当な回収行為により債務者等が損害を受けることを防止するなど債務者等の保護を図るため、許可業者に対して行為規制を課すとともに十分な監督を行い、業務の適正な運営を確保する。 (4) 金融機関等が抱える不良債権を迅速かつ円滑に処理することにより、我が国の経済の健全な発展に寄与する。 3 施策の具体的内容 (1) 債権管理回収業への暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除するとともに、債権回収会社による違法不当な回収行為により債務者が被害を受けることなどを防止するため、法務省は警察庁及び日本弁護士連合会との三者による緊密な協力体制を背景とした許可の審査及び監督業務を行う。 (2) 債権回収会社に対する立入検査の実施、回収先（債務者）に対するヒアリングによる回収状況の把握、苦情の受付等により、債権回収会社の業務に関して法令違反行為又は法令違反につながるおそれがある不当な業務処理事項が判明した場合には、行政処分（業務改善命令、業務停止命令、許可取消し）の要否について検討し、債権回収会社に対する業務改善の措置を採る。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	該当なし		

測定方法等

1. 測定時期：平成15年3月31日

2. 測定方法等

不良債権の実質的処理を促進することにより金融機関等による資金供給の円滑化を図り、国民経済の健全な発展に資するという基本目標を達成するため、債権管理回収業の適正な運営を確保する過程において、債権回収会社の業務運営等が適正になされるようにすることを中間成果目標とし、以下の指標を用いることにより評価する。

- (1) 成果指標として、法務省に対する債務者等からの苦情申立ての状況としての苦情率を用い、その増減により目標の達成度を評価する。
- (2) 結果指標として、債権管理回収業の営業許可に当たっての審査件数（許可会社数）、債権回収会社に対する立入検査の実施状況（立入検査実施率）、苦情受付件数、回収先（債務者）に対するヒアリングの実施件数及び債権回収会社に対する法務大臣の行政処分（業務改善命令等）の件数を用いる。
- (3) 評価に当たり、苦情申立ての状況（苦情率）については、苦情として表面化しない潜在的な問題の有無を把握する手段として、債権回収会社の回収先（債務者）に対するヒアリングを実施した結果内容により補完するとともに、監督状況を示す立入検査の実施率、債権管理回収業の許可会社数の増加を平行モニタリングする。また、債権回収会社に対する行政処分の件数についても、監督を適切に実施しているかどうかを示す指標である立入検査の実施率、及び苦情申立状況を平行モニタリングをし、これらの指標の増減推移を総合的に判断して評価する。
- (4) 以上の定量的な指標のほか、債権回収会社に対して第1回目の立入検査で指摘した事項については、第2回目の立入検査までに十分な改善措置が採られており、再び同様の問題点は指摘されないことなどについても定性的な情報として評価する。

評価の内容

1. 平成14年に講じた施策（実施状況）

(1) 苦情申立ての状況

債権回収会社の回収行為等に関して、債務者等の関係者から苦情の申立てや情報提供を受け付けることにより、回収行為の状況等を把握している。苦情の申立て等があった場合には、事実関係を調査の上、必要に応じて立入検査を実施し、立入検査の結果等によっては、業務改善命令などの処分を行う。

	12年	13年	14年
苦情の申立て件数	37件	39件	40件
(内訳) 行為規制に関するもの	32件	34件	39件
行為規制以外に関するもの	1件	2件	0件
その他	4件	3件	1件

	12年	13年	14年

苦情率	82.2%	60.0%	52.6%
-----	-------	-------	-------

(注) 苦情率 (年間苦情受付件数 ÷ 許可会社数 × 100)

(2) 債権回収会社に対する行政処分の件数

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる(業務改善命令)。また、債権回収会社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をしたときなどは、営業の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる(許可取消し、業務停止命令)。

	12年	13年	14年
行政処分の件数	0件	0件	0件

(3) 債権管理回収業の営業許可審査件数(許可会社数)

債権管理回収業の許可については、暴力団員等がその事業活動を支配すること、役員等に暴力団員等が含まれていることなどを欠格要件としており、暴力団員等の参入を排除している。

	12年	13年	14年
営業許可審査件数	14件	20件	11件
審査件数(累計)	45件	65件	76件

(4) 債権回収会社に対する立入検査の実施状況

債権回収会社の業務の実態を的確に把握し、適時・適切な指導・監督を行うことにより、債権回収会社の適正な業務の運営を確保することを目的として定期的に立入検査を実施している。

	12年	13年	14年
実施会社数	14社	16社	23社
実施会社数(累計)	17社	33社	56社
実施率	37.8%	50.8%	64.8%

(注) 実施率 (実施済会社数 ÷ 許可会社数 × 100)

(5) 回収先に対するヒアリング実施件数(累計)

債権回収会社の回収状況について調査をする必要がある場合には、回収先(債務者)の協力を得てヒアリングを実施し、債権回収会社による違法・不当な回収行為が行われていないかどうか等を調査している。

	12年	13年	14年

	ヒアリング実施件数	51件	81件	105件
	<p><b>2. 評価結果</b></p> <p>(1) 債権回収という業務行為の性質上、一般的には暴力団員等の反社会的勢力の参入や、債務者に対する過酷な取立て等が行われる懸念があるところ、債権管理回収業の許可会社数が増加（16.9%）するなかで、前年度に比べて苦情率が7.4%低下している</p> <p>立入検査の実施率、回収先（債務者）に対するヒアリング実施件数が増加しているとともに、債権回収会社に対する業務改善命令等の行政処分は行われていない状況において、前年度に比べて苦情率が低下していることは、債権回収会社の許可審査及び適切な監督が行われたことの結果、業界における暴力団員等排除の趣旨が徹底されるとともに過酷な取立てを防止することに寄与することができたものと評価することができる。</p> <p>(2) 今後も、営業許可の審査及び許可後の債権回収会社に対する監督を通じて、暴力団員等の参入を徹底して排除するとともに、債権回収会社に対する立入検査や回収先（債務者）に対するヒアリング等を効率的・積極的に実施し、債権回収会社による過酷な取立てを防止するなど、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保する。</p>			
見直しの有無	なし。			
備考				

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

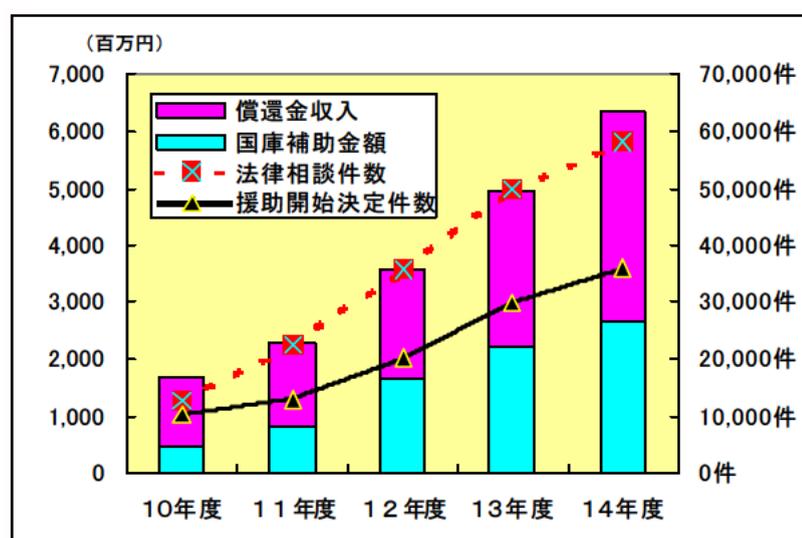
政策所管部局	人権擁護局		
施策等の名称	民事法律扶助事業の推進		
目 標	基本目標	指 標	法律相談，代理援助，書類作成援助，立替金の償還手続等の実施状況
	<p>民事法律扶助事業の適正な運営によって、資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」の実質的保障を図る。</p>		
	達成目標		
	<p>民事法律扶助事業の適正な運営を確保する。</p>		

<p><b>基本的考え方</b></p>	<p>国民が民事紛争に巻き込まれた場合、弁護士によるアドバイスを受けたり、弁護士に訴訟代理を委任したりする必要があるが、国民の中には、弁護士費用を負担する資力のない者も多数存在する。民事法律扶助事業は、このような資力の乏しい者に対し、弁護士費用等の立替え等を行い、民事裁判等手続において自己の権利を実現することができるようにし、「裁判を受ける権利」（憲法第32条）を実質的に保障することを目的としている。同事業については、民事法律扶助法に基づき法務大臣から指定を受けた（財）法律扶助協会が、法務大臣の監督の下で実施しており、国は、同事業のために、毎年、同協会に対し、補助金を交付している。</p> <p>民事法律扶助に対する需要は、裁判所への申立て事件数の増加に対応し、全体的に増加しているが、特に、近時の景気動向を反映して、自己破産事件に対する扶助の需要が大幅に増加している。このような状況の下で、前記目的を達成するためには、法律扶助協会が、償還金の確保に努めること、法律相談等において更に代理援助・書類作成援助に進むべき事案を適切に選別すること、代理援助等に関する事業コストの削減を図ることなどを通じて、民事法律扶助事業を適正に運営することを確保する必要がある。</p> <p>そこで、平成14年度における法律相談、代理援助、書類作成援助、立替金の償還手続等の実施状況を指標とし、適正な運営が確保されているかどうかを検証する。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>法律扶助協会から法務大臣に対する平成14年度事業報告中の各種データに基づき評価を行う。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 民事法律扶助事業の内容</p> <p>民事法律扶助事業は、以下の①～③からなる。①、②の立替費用については、原則償還を要することとされ、その償還金収入は①、②の事業に充てることとされている。また、③の法律相談援助は、①の代理援助、②の書類作成援助の前段階で実施されるものであり、そこでの弁護士による助言等で解決されない事件が、①、②の援助へと進むことになる。</p> <p>このような援助を受けるためには、資力に乏しいことに加え、勝訴の見込みがあること（③についてはこの要件は不要）が必要である。</p> <p>① 代理援助…民事裁判手続等（裁判前代理援助を含む。）における代理人に支払う費用（弁護士費用）等の立替え</p> <p>② 書類作成援助…裁判所へ提出する書類の作成費用等の立替え</p> <p>③ 法律相談援助…弁護士による法律相談の実施</p>

(2) 事業の推移

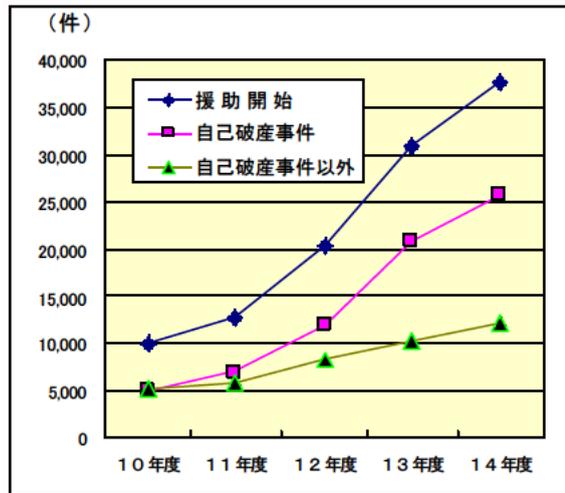
(金額の単位: 百万円)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
国庫補助金総額		477	936	2,142	2,822	3,290
事業規模	国庫補助金額	469	828	1,663	2,230	2,649
	償還金収入	1,216	1,457	1,889	2,709	3,704
	計	1,685	2,285	3,552	4,939	6,353
代理援助開始決定件数(件)		10,079	12,744	20,098	29,855	35,820
書類作成援助開始決定件数(件)		—	—	163	1,063	1,870
法律相談援助件数(件)		12,552	22,362	35,505	49,802	58,158



(3) 自己破産事件の占める割合・裁判所に対する自己破産申立て件数

	援助開始 決定件数(件)	自己破産事件		自己破産事件以外	
		(件)	割合	(件)	割合
10年度	10,079	4,979	49.4%	5,100	50.6%
11年度	12,744	7,016	55.1%	5,728	44.9%
12年度	20,261	12,010	59.3%	8,251	40.7%
13年度	30,918	20,830	67.4%	10,088	32.6%
14年度	37,690	25,645	68.0%	12,045	32.0%



	自己破産 申立件数 (件)	指数 (10年度=100)
10年度	110,551	100
11年度	126,080	114
12年度	139,861	127
13年度	173,641	157
14年度	226,484	205

※ 裁判所に対する自己破産申立件数の急増に対応し、自己破産に対する援助件数も急増しており、平成14年度は、援助開始決定件数の68%を占めるに至っている。

(4) 代理援助事件の終結結果

勝訴	5.5%	} 85.2% (成功率)
和解成立	7.7%	
調停成立	4.1%	
免責(破産)	64.7%	
示談成立	3.2%	
~~~~~		
敗訴	1.0%	
調停不成立	1.7%	
援助取下げその他	12.1%	

(注)

勝訴：請求認容判決を受けた場合（一部認容を含む。）

和解：訴訟手続上で当事者の合意により判決に至らずに解決する方法

調停：裁判所における民事調停，家事調停

免責：債務者の債務の全部を消滅させること

示談：訴訟，調停を提起することなく，当事者の合意により紛争を解決する方法

敗訴：請求棄却判決を受けた場合

成功率：勝訴，和解成立，調停成立，免責及び示談成立など被援助者の権利が実現される方向で終結したことが明らかな事件の割合

(5) 償還率

(金額の単位: 千円)				
	期首立替金債権①	当期立替金債権②	償還金収入額③	償還率③÷(①+②)
13年度	6,522,916	5,246,838	2,708,801	23.0%
14年度	8,688,750	6,429,066	3,704,161	24.5%

(注)

期首立替金債権：前年度までに援助した事件の立替金残高の合計

当期立替金債権：当該年度に援助した事件の立替金額の合計

償還金収入額：当該年度に被援助者から償還された金額の合計

(6) 書類作成援助の大半は自己破産事件において活用されている。代理援助に比べて立替金額が低いことから、効率的な事業執行のため、本人申立てが十分可能な事案については書類作成援助を活用することが期待される(ただし、支部管内に、自己破産事件を適正に処理することができる司法書士が存在することが前提となる。)。平成14年度の書類作成援助件数は1,870件であり、前年度に比べ大幅に増加しており、事件の終結結果を見ても、代理援助の場合と異なる。このことから、協会において、急増する自己破産事件に対する需要に応えるため、自己破産事件の中でも本人申立てが十分可能な事案について、書類作成援助を活用し、事業費の確保を図っているものと評価できる。

(7) 法律扶助協会東京都支部においては、自己破産事件に対する援助の財源を確保するため、特定の法律事務所に対し、通常の2割減の単価で、自己破産事件を大量一括委託することを試行的に開始した。14年度では、一括委託の相手方は一つの法律事務所にとどまり、費用節減効果は小規模であるが、事業の効率化のための工夫として、有効な方策であると評価できる。

(8) 広報・宣伝活動

ラジオ番組での広告，電話帳広告，ポスター，リーフレットなどによる広報活動が実施された(14年度の「制度啓発普及経費」約7,286万円)。

2. 評価結果

(1) 平成14年度の援助申込，代理援助，書類作成援助及び法律相談援助の各件数は，いずれも平成13年度と比べて大幅に伸びており，他方で，前記のとおり(1.(6)(7))，事業の効率的執行のための工夫もなされている。また，平成14年度に終結した代理援助事件の結果別内訳は前記のとおりであり，援助すべき事案が法律相談等において適切に選別された結果，少なくとも85.2%(84.5%・平成13年度)の事件が勝訴，和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。これらのことは，

	<p>民事法律扶助事業に対する需要の増加に対し、法律扶助協会が適切に対応し、事業を遂行していることをあらわしている。</p> <p>(2) 償還金収入は、民事法律扶助の主要な財源となっているが、前記のとおり(1.(2)(5))、平成14年度償還金収入は37億円を超え、昨年度を約10億上回るものである上、償還率も向上している。このことは、扶助協会において、立替金債権を適正に管理し、償還金収入の確保に努めていることを示すものである。</p> <p>(3) 以上の諸点を総合すると、平成14年度の民事法律扶助事業は、適正に実施されたものと評価できる。</p>
見直しの有無	なし。
備 考	